

明和町公共下水道接続促進補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

第2条第8号に規定する処理区域内において公共下水道へ接続するための排水設備等の工事（以下「接続工事」という。）をする者に対して明和町公共下水道接続促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公共下水道の利用を促進し、もって生活環境衛生の向上及び公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、公共下水道供用開始後3年以内に、下水道に接続する者で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 法第9条第1項に規定する供用開始の告示以前から存在する建物からの接続工事であること。
- (2) 明和町公共下水道条例（平成15年明和町条例第6号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認められるものであること。
- (3) 町税及び下水道受益者負担金の滞納がない者であること。

（補助金額等）

第3条 補助金の額は、接続工事に係る工事費、汲み取り設備又は浄化槽の撤去費（消費税を含む。）の全額とし、40万円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、予算の範囲内において交付する。

（申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として当該補助事業等の完了の日から30日以内又は当該年度の1月31日までのうち、いずれか早い日までに補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 公共下水道排水設備等計画確認申請書（写）
- (2) 接続工事に係る工事費の見積書の写し
- (3) 下水道接続工事に係る請求書及び領収書の写し

(4) 工事写真

(5) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

(変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）で、補助金申請の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けなければならない。

(交付)

第7条 補助金の交付は、排水設備等の工事の完了検査の合格後に行う。

(補助金の取消)

第8条 町長は、補助対象者が次に掲げる事項に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を取り消した場合には、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときには、補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。